農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の改正について (平成 15 年農林水産省・環境省令第5号)

1 経緯

農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)では、農薬の登録制度を設けることにより、効果があり、人の健康や環境に対して安全と認められたものだけを農薬として登録し、製造・販売・使用できるようにするとともに、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)」により、農薬の安全かつ適正な使用を確保しているところである。

農薬取締法の一部を改正する法律(平成30年法律第53号)による法の 改正に伴い本省令を見直すにあたり、法第16条第3項の規定に基づき農業 資材審議会の意見を伺う。

2 改正のポイント

(1)農薬使用者の責務(第1条)

法律の用語と平仄を合わせるための改正を行う。

例えば、本条第3号の「農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにする」との規定について、改正後の法第4条の規定にならい、「農作物等又は農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにする」と改める。

(2)表示事項の遵守(第2条)

従前より、全ての表示事項を遵守して適正使用するよう指導を行って きたことから、適用農作物等のほか、使用上の注意事項等の表示事項に ついても遵守することを明確化する。

(3) 農薬使用計画書の提出(第4条)

農薬使用計画書の提出については、これまで、航空機(有人ヘリコプター)のみを対象としていたが、今般、無人航空機の利用が拡大したことから、無人航空機(無人ヘリコプターやドローン等)も対象とする。

(4) ゴルフ場における農薬流出防止のための措置(第5条)

ゴルフ場における農薬使用については、従前より環境省も技術的助言を行ってきたことから、農薬使用計画書を、農林水産大臣に加えて環境大臣にも提出するよう改める。

加えて、ゴルフ場外への農薬の流出防止措置について、努力義務として明記する。

(5) 住宅地等の定義(第6条)

農薬の飛散防止措置を講ずるべき住宅地等について、住宅地の他、学校や保育所、病院、公園等が含まれることを明確化する。

(6) 水田における農薬の使用(第7条)

従前より、水田で農薬を使用する際は、全ての農薬について、水田における流出防止措置を講じるよう指導を行ってきたことから、対象となる農薬を個別に規定することを廃止する。

(7)被覆を要する農薬(第8条)

臭化メチルについて、オゾン層保護に関するモントリオール議定書に基づき、国内における臭化メチルの土壌くん蒸用途が全廃され(2012年)、現在は、検疫用途のみの使用方法となっていることから、被覆を要する農薬の対象から削除する。

3 今後の予定

- ・ 厚生労働大臣への意見聴取
- ・ パブリックコメントを経て本省令を改正し、改正法施行の日(公布日から6月以内。(3)及び(4)の農薬使用計画書の提出については、平成31年4月1日)から適用。

 \bigcirc 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成十五年農林水産省・環境省令第五号)

(傍線
部分
は改正
部分
$\overline{}$

使用しないこと。 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬をげる基準を遵守しなければならない。 下「食用農作物等」という。)に農薬を使用するときは、次に掲第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等(以条示事項の遵守)	一・二(略)
原因となって人畜に被害が生じないよう原因となって人畜に被害が生じ、かつ、その汚年物等の利用が原因となって人畜に被害が出る。	(略) (略) (略) (略) (の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。 (略) (の利用が原因となって人に被害が生じないようをををある) (の利用が原因となって人に被害が生じないよう
作物等の汚	物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生
一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。第一条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農(農薬使用者の責務)	一・二 (略) 薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。 第一条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農(農薬使用者の責務)
現行	改 正 案
(傍線部分は改正部分)	

第 2 号に掲 な 五. のイ又は口に掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。規則第十五条第二項第四号に規定する生育期間において 当該農薬を使用しないこと。 の最 効成 規則第十五条第二項 れ 定 十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する する含有する有効成 された使用回 する含有する有効成分の種類ごとの総 の生産に用いる場合には、 種苗法施行規則(平成十年農林水産省令第八十三号) 深等を用 ならな る事 低限 略 用 の場合以 分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗 則」という。 取 **(使用者** 者 ,項に は、 度 法 を下 は、 外の場合には、 従 農 た農薬の 行 薬取 数を控除した回数 って 口 規)第十五 [る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。) 第十五条第二項第二号に規定する希釈倍 則 航 空機等 農薬を安全か (第三号に規定する使用時期以外 締法第十六条第四 (昭 分の種類ごとの総 使 用 和二十六年農 規則第十 規則第十 つ適 の総使用回数から当該表十五条第二項第五号に規のある種苗を食用農作物した農薬中に含有する有した農薬中に含有する有 林省令 号、 正 五. 使 条 に 使用 第 用 第 第二 九 口 するよう 뭉 数項 及び 第 + 0 五. 第十 号に 時 努め 期に 規 次 倍以 2 ときは、・ 二 当該年度のくん蒸による農薬のこからない。これを変更しようとする 年月を過 五. (くん蒸による農薬の 航空機を用いた農薬の 農薬使用者 イ又は口に掲げる回 の最低限度を下 農薬取 規則第七条第二項 する含有する有効成 された使用回数を控除し 規則第七条第 種苗法施行規則 ぎた農 締 は、 法施 薬を使用 農薬取 二項第三号に規定する使用時期以外 行 !規則 使 しないよう努めなければなら

下「規則」という。)第七条第二項 回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。 (昭 和二十 六 第二号に規定する希 年農林省令 の時 釈 倍 数以

該農薬を使用しないこと。

期

に

当

数を超えて農薬を使用しないこと。第四号に規定する生育期間において 次 0)

する含有する有効成分の種類ごとの総使用 効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作 十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する の生産に用いる場合には、 (平成十年 た回数 (ごとの総使用回数から当該表示規則第七条第二項第五号に規定 ·農林水産省令第八十三号) 物

イの場合以外の場合には、 分の 締法第七条第十二号に規定する最終 種 類ごとの 規則 第七 総使用回 条第二 数項 第 五. 号に 有 規 定 効

用

ときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げ使用する者を除く。)は、くん蒸により農薬を使用しようとす 事項を記載した農薬使用計画 農薬使用者(自ら栽培する農作物等にくん蒸によ これを変更しようとするときも、 書を農林水産大臣に提出しなけ 同様とする。 り農 れ る る ば

使 用

第

匹

, 航空法

(昭

和二十

七

年法

律第二

第 四条 農薬使用者 は、 航 空機 航 空法 (昭 和二十 七年法律 百

使

用

計

画

ない。

する。 出しなければならない。これを変更しようとするときも、 しようとするときは、 に規定する無人航空機を 百三十一号)第二条第一 次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提ようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに「規定する無人航空機をいう。以下同じ。)を用いて農薬を使用 項 · 規 定する航 空機 及び 同 条 第二十二 同 様 لح 項

2 観測 る区域(以下「対象区 前 .域(以下「対象区域」という。)において、1項の農薬使用者は、航空機等を用いて農薬を3当該年度の航空機等を用いた農薬の使用計画 置を講じるよう努めなければ 対象区域外に農薬が飛散することを防 ならな 止するため 正するために必要 風速及び風向を 2

ルフ場に おける農薬の 使 用)

第 する。 事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提ときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる 出しなければ 五. 6、毎年度、使用しよ農薬使用者は、ゴル ならない。 これを変更しようとするときも、 フ場にお いて農業 薬を使用しようとす 同 様と Ś

2 止 するために 項 0 農薬 必要な措置を講じるよう努め 使 用 者 は ル 場 0 外 に農 薬が な け れ 流 ば 出 なら することを な 防

宅地等に おける農薬の 使 (用)

第六条 とを防 止 するために必要な措置を講じるよう努め なけ れ ば なら な

> 大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産 薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最三十一号)第二条第一項に規定する航空機をいう。)を用い 同様とする。 水初産の て

住 所

測し、対象区域外に豊寒がやで、区域(以下「対象区域」という。)において、区域(以下「対象区域」という。)において農薬や 措置を講じるよう努めなけれ - 当該年度の航空機を用いた農場当該農薬使用者の日々 対象区域外に農薬が飛散することを防止するため いた農薬の ば ならない。 を用いて農薬を使用しようと 使用 計 **一するために必要な風速及び風向を観** す

(ゴルフ場における農薬 0 使 用

第五条 ならない。 事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなけ ときは、 2、毎年度、使用しようとす農薬使用者は、ゴルフ場に これを変更しようとするときも 使用しようとする最初の日までに、 おい て農薬を使 同様とする。 用しようと 次に掲 れ げ す ば る

当該年度のゴルフ場におけ当該農薬使用者の氏名及び 住 所

る農薬の 使 用 計

(新設)

住宅地等における農薬の使 用

第六条 土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを、六条、農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接 するために必要な措置を講じるよう努め 農薬使用者 なければならな 防 す る 止

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出されるQ=Q。——A。 A。	(削る)	(削る)	第九条(略)	するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。ときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止第八条 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用する(被覆を要する農薬の使用)	めなければならない。というでは、大田におけるとを防止するために必要な措置を講じるよう努い、おり、農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該の、大田における農薬の使用)
Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出されるQ=Q。——A。 A。 A。 (第二条関係)	化リアリア	一~六十七 (略)別表第一(第七条関係)	五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数四 使用した農薬の種類又は名称 一 農薬を使用した農作物等 一 農薬を使用した場所 一 農薬を使用した場所 (農薬を使用した場所 (帳簿の記載)	に必要な措置を講じるよう努めなければならない。農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するため第八条 農薬使用者は、別表第二に掲げる農薬を使用するときは、(被覆を要する農薬の使用)	置を講じるよう努めなければならない。するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措第七条 農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用(水田における農薬の使用)

量

Aoは、規則第十五条第二項第一号に規・使用量の最高限度 のは、規則第十五条第二項第一号に規・ 第一号に規定する単 元する単なりの面積 位 面 積当 たり 0

位

面

積

量

Aoは、規則第七条第二項第用量の最高限度 Qoは、規則第七条第二項第 項第一号に規定する単位面: 積当 Tたりの:

使

第二項第一号に規定する単位でしょうとする農地等の面積

面

積